

廃掃法一部改正について

環境省



環境省は、ポリ塩化ビフェニル(以下、PCB)廃棄物の処理の推進に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等を公布しました。平成22年11月24日より施行となつております。(一部施行日に例外があります。)

改正内容としては、(1)PCB 廃棄物処理基本計画の一部を変更する件、(2)無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する件、(3)微量 PCB 汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等を定める件、(4)特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分または再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件、(5)石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件、(6)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令、(6)独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令となっています。

(改正のポイント)

今まで、PCB 廃棄物のうち PCB が使用された高圧トランス等のみ日本環境安全事業株式会社(JESCO)で処理されてきました。しかし、今回の改正で、環境大臣の認定が下りた処理施設において、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理が可能となることです。

また、国は、処理施設の円滑な整備や微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量の PCB の汚染状況の確認に対する支援を行うこととしています。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制での取り組みを評価いただいておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2009年11月10日付 環境省報道発表資料 及び 官報第5191号

クロマト分析箇所 山下右祐